

平成23年度

摂津市ホームページ<http://www.city.settsu.osaka.jp/>バナー広告の募集

摂津市では、自主財源を確保するための取り組みとして、「摂津市ホームページ広告掲載要綱」（以下「要綱」といいます。）を定め、次のとおりバナー広告を募集しています。

掲載ページ	摂津市ホームページのトップページ下部 及び トップページ右側の上にアクセスするごとに無作為に抽出して掲載（重複）
アクセス件数	月平均 約29,000件 ※トップページのみアクセス件数です。
掲載期間	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1か月単位 ※複数月連続の申し込みも可。先着順。
枠数	15枠（1広告主につき1枠）
広告画像規格	サイズ：縦40ピクセル×横160ピクセル 容量：10KB以内 形式：GIF（アニメーション可）、JPG、PNG ※画像には、広告主の名称（店名など）を必ず表示してください。
掲載料	月額10,000円 ※掲載月数分の一括前払いです。 （割引） ・3か月以上11か月以下の連続掲載の場合は、1か月につき9,000円 ・12か月連続の場合は、総額100,000円

■掲載できない広告及び業種（広告のリンク先Webページの内容も対象となります。）

- ・市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ・各種法令等に違反するおそれのあるもの
- ・風俗営業等及び類似の業種
- ・貸金業及び類似の業種
- ・政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝又は人材募集その他これらに類するもの
- ・公序良俗に反するおそれのあるもの
- ・市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- ・社会問題を起こしている業種や業者
- ・その他、掲載する広告としてふさわしくないもの

■申し込みから掲載までの流れ

- 1 「ホームページ広告掲載申込書」に必要事項を記入し、記名押印の上、画像図案又は画像データを添付して、摂津市役所秘書課（広報）までご提出ください（郵送可）。
- 2 市において審査の上、掲載の可否を決定し、申込者に書面で通知します。
- 3 指定期日までに広告掲載料を納付するとともに、広告画像を作成し、CD-ROM又は電子メールで入稿してください。
- 4 掲載開始日になりましたら、ホームページに広告が掲載されていることを確認してください。

■その他

- ・広告の作成等に要する費用（デザインの費用など）は、申込者の負担でお願いします。
- ・広告の内容に関する責任は、広告主に負っていただきます。
- ・上記のほか、広告掲載に関する条件などは、要綱をご覧ください。

■申し込み・問い合わせ先

摂津市三島1丁目1番1号 摂津市市長公室秘書課（広報担当）
電話 06-6383-1111（代表） 06-6383-5801（直通）
FAX 06-6318-2258